

環境影響評価書案審査意見書

「光が丘清掃工場建替事業」に係る環境影響評価書案について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東 京 都 知 事
舛 添 要 一

記

第 1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：東京二十三区清掃一部事務組合
代表者：管理者 西川 太一郎
所在地：東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号
- 対象事業の名称及び種類
名 称：光が丘清掃工場建替事業
種 類：廃棄物処理施設の設置
- 対象事業の所在地
東京都練馬区光が丘五丁目 3 番 1 号

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、環境基準を下回るとしているが、寄与率が最大で約3割となる上に、計画地近傍には学校、病院、住宅等が多数存在している。

このため、環境保全のための措置を徹底するなど、大気質への影響のより一層の低減に努めること。

【騒音・振動】

- 1 計画地周辺の道路交通騒音は、現状においても環境基準を超えている地点があることから、工事用車両や清掃車両の走行に当たっては、規制速度の厳守はもとより、より一層の道路交通騒音の低減に努めること。
- 2 施設の稼働に伴う騒音レベルの予測結果は、敷地境界において評価の指標とした「騒音規制法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に定める規制基準を下回るとしているが、計画地周辺は第一種住居地域及び第一種中高層住居専用地域であることから、最新の周辺状況を把握するとともに環境保全のための措置を検討し、より一層の騒音の低減に努めること。

【土壌汚染】

土壌汚染の現況調査については、土地利用の履歴における計画地の状況と土壌汚染状況調査において選択された対象項目との関連性、及び土壌試料の採取の状況が不明確であることから、その内容を具体的に明らかにすること。

併せて、計画地周辺の既存の地下水質測定結果を含めて、「土壌汚染の状況」をより分かりやすく説明すること。

【景観】

計画地西側は、現在既存樹木により良好な景観を有しているが、事業の実施に伴い改変される可能性もあることから、これらの景観に配慮した緑地の形成について検討するとともに、その具体的な内容について分かりやすく記述すること。